

令和 6 年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づき、当社令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)に実施した再資源化等の状況を公表致します。

引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して参ります。

■ シュレッダーダスト※1

(1)再資源化(リサイクル)の実施状況

① 引き取ったシュレッダーダストの総重量	442.3 t
② 基準適合施設※3に投入されたシュレッダーダストの総重量	442.3 t
③ 基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該基準適合施設に投入されたシュレッダーダストに係るものの総重量	12.2 t
④ 法第 31 条第 1 項の認定を受けてその全部再資源化※2の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された委託全部利用引取 ASR 相当重量 (t)	4.0 t
⑤ 法第 31 条第 1 項の認定を受けてその全部再資源化※2の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された委託全部利用投入 ASR 相当重量 (t)	4.0 t
⑥ 法第 31 条第 1 項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者の施設において生じた廃棄物のうち当該解体自動車に係るものの総重量	0.1 t
⑦ 引き取ったシュレッダーダストに係る使用済自動車の台数	1,478 台
⑧ ④ に係る解体自動車の台数	13 台
⑨ シュレッダーダストを投入した施設が基準適合施設であることを証する事項	こちら(ART の HP)をご覧ください

(2)基準の遵守状況

シュレッダーダスト再資源化率(基準 70%以上 2015 年度～)	実績 97.3 %
-----------------------------------	-----------

・シュレッダーダスト再資源化率は、以下の式に基づき算出しています。

$$\text{シュレッダーダスト再資源化率} = \frac{(\text{②} - \text{③}) + (\text{⑤} - \text{⑥})}{\text{①} + \text{④}}$$

(3)収支の状況

資金管理人(財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたシュレッダーダストに係る再資源化等預託金の額の総額	19,938,449 円
シュレッダーダストの再資源化及び法第 31 条第 1 項の認定を受けて行う解体自動車の全部再資源化に必要な行為に要した費用の総額	32,015,584 円

- ※1 シュレッダーダスト：
破砕業者が、廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったものです。
- ※2 法第31条第1項の認定に基づく全部再資源化：（[全部再資源化の仕組みの概要:ARTのHPへ](#)）
解体業者や電炉・転炉等の事業者と協力をして、シュレッダーダストを生じさせずに使用済自動車を処理することにつき、主務大臣の認定をうけたものです。
- ※3 基準適合施設：
法に定める基準に適合した高水準のリサイクルが行える施設。基準適合施設に投入されたシュレッダーダストのリサイクル量のみを再資源化率（リサイクル率）の算定の対象とすることができます。
当社は、他社と連携しARTとして、シュレッダーダストのリサイクルを実施しています。
ARTとしての実績については、ARTのホームページを参照願います。（[ARTのHP実績報告へ](#)）

■ エアバッグ類

(1) 再資源化（リサイクル）の実施状況

① 引き取ったエアバッグ類の総重量	2343.7 kg
② 引き取ったエアバッグ類の個数	10,955 個
③ ②のうち、解体業者において取外し回収処理されたエアバッグ類の個数	3,591 個
④ ②のうち、解体業者において車上作動処理※1されたエアバッグ類の個数	7,364 個
⑤ 引き取ったエアバッグ類に係る使用済自動車の台数	1,364 台
⑥ ⑤のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数	483 台
⑦ ⑤のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数	847 台
⑧ ⑤のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上作動処理した使用済自動車の台数※2	34 台
⑨ 引き取ったエアバッグ類のうちその全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にしたものの総重量	2,261.0 kg

(2) 基準の遵守状況

エアバッグ類再資源化率（基準 85%以上）	96.5 %
-----------------------	--------

・エアバッグ類再資源化率は、以下の式に基づき算出しています。

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\text{⑨}}{\text{①}}$$

(3) 収支の状況

資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたエアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額	8,018,623 円
エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額	9,482,020 円

※1 車上作動処理:

エアバッグ類について、車上に搭載したまま作動させて処理する方法。エアバッグ類のリサイクルには、取り外して回収する方法と車上作動処理をする方法の2つがあります。

※2 一部回収一部作動処理:

ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車があります。

■ フロン類

(1)破壊の実施状況

① 引き取ったCFCの量	0.182 kg
② 引き取ったCFCに係る使用済自動車の台数	6 台
③ 引き取ったHFCの量	289.538 kg
④ 引き取ったHFCに係る使用済自動車の台数	1,299 台

(2)収支の状況

資金管理法人(財団法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額	3,153,557 円
フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額	2,314,327 円

■ 払渡しを受けた預託金および再資源化等に要した費用総額

払渡しを受けた預託金および再資源化等に要した費用総額(円)	払渡しを受けた預託金	【A】	31,110,629 円
	再資源化等に要した費用	【B】	43,811,931 円
	内 社内費用(人件費)		7,500,000 円
	内 社内費用(システム費)		10,148,292 円
	収支	【A】-【B】	-12,701,302 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

・[自動車ユーザー関連](#) ・[事業者関連](#)